自己評価報告書

平成 22年 4月 20日現在

研究種目:若手研究(B)研究期間: 2007~2010課題番号:19730049

研究課題名(和文):今後の労働契約法制―とくに「労働者」概念について―

研究課題名 (英文): Employment Contract Law in the Future — especially about the Definition

of the "Employee" -

研究代表者:橋本 陽子 (HASHIMOTO YOKO)

学習院大学・法学部・教授 研究者番号:00292805

研究代表者の専門分野: 労働法

科研費の分科・細目: 法学・社会法学

キーワード: 労働契約、雇用契約、労働者概念

1. 研究計画の概要:

労働契約法をめぐる様々な最新の問題について検討しながら、今後の労働契約法制の在り方について考察し、労働法の適用対象者である「労働者」の定義および判断基準を定立することを目的とする。

2. 研究の進捗状況:

労働契約法の諸問題について、日本法だけ ではなく、EU 法およびドイツ法も含めて、 最新の課題について検討していくなかで、そ もそも、労働法の適用対象者である「労働者」 をいかに定義すべきか、という根本問題につ いて考察を深める予定であったが、なかなか 後者の課題に手が回らず、もっぱら前者の研 究に追われているのが現状である。前者の研 究の成果としては、昨今、格差拡大が大きな 社会問題として認識されていることを背景 として、最低賃金制度や非正規雇用法制の課 題について、文献研究と現地調査によって、 EU 法およびドイツ法の動向を分析し、我が 国の法制の課題について検討した。最賃およ び非正規雇用法制は、格差是正のための決め 手となりうる法規制であるが、我が国の規制 は国際的にみても弱く、今後の立法の役割が 重要であるという示唆を得た。しかし、他方 で、ドイツの労働者派遣法の実情は、非正規 雇用と正規雇用の均等待遇原則の実施が現 実には困難であり、柔軟な労働力としての非 正規雇用のニーズを否定しきれないことを 示している。ドイツと異なり、このような例 外を、労使自治という憲法上の価値によって 正当化することのできるほどの労使関係の 基盤を持たない我が国において、問題解決は より困難を極めるであろう。

仮に、非正規雇用等の労働法の規制が強化 されるとすれば、今後、ますます労働法の適 用範囲の問題が重要となるであろう。企業が 規制を免れるために、雇用労働者の自営化を 進めるかもしれないからである。この点で、 本研究の主要な課題である労働者概念の検 討は、労働法の最新の論点ともつながるもの である。

労働者概念については、歴史的検討、比較 法的検討および理論的検討の3つの側面から、 少しずつ検討を行っているが、時間的にも内 容的にも十分な研究ができているとは言い 難い。労働法が誕生する以前から存在する、 雇用と請負の区別、従属的な自営業者に対す る保護のあり方および考えられる規制方法 について、これまでの作業をまとめられるよ うに努力したい。

3. 現在までの達成度:

③やや遅れている。

労働契約法の諸問題について検討を重ねてきたが、労働者概念の研究には十分に従事できていない。

3. 今後の研究の推進方策:

引き続き、文献収集を進めながら、労働者 概念の基準の明確化に向けた研究を進めて 生きたい。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計13件)

①<u>橋本陽子</u>、ドイツの非正規雇用(不安定雇用)に関する法規制の特徴、世界の労働 2009 年 12 月号 34~42 頁、査読なし。

②<u>橋本陽子</u>、障害に関連する直接差別および ハラスメントのEU法上の意義一欧州司法裁 判所大法廷 2008 年 7 月 17 日先決裁定、Case C-303/06, Coleman v. Attridge Law, Steve Law [2008] ECR I-5603—、貿易と関税 2009年11月号77~81頁、査読なし。

③橋本陽子、全額払いの原則と合意による相 殺一日新製鋼事件・最二小判平成 2・11・26 民集 44 巻 8 号 1085 頁一、村中孝史・荒木尚 志編『労働判例百選(第8版)』有斐閣、72~73 頁、査読なし、2009 年。

④<u>橋本陽子</u>、最低賃金に関するドイツの法改正と協約遵守法に関する欧州司法裁判所の判断」学習院大学法学会雑誌 45 巻 1 号 1~47頁、査読なし、2009 年。

⑤<u>橋本陽子</u>、短時間正社員・短時間勤務制度 一ワーク・ライフ・バランスと労働法一、ジ ュリスト 1383 号 76~82 頁、査読なし、2009 年。

⑥<u>橋本陽子</u>、なぜ内職にだけ家内労働法があるのか」日本労働研究雑誌 585 号 34~37 頁、 査読なし、2009 年。

⑦橋本陽子、労働者の就労予定先企業に対する使用者による当該労働者の経歴詐称と不法行為の成否—アデコ(雇止め)事件・大阪地判平成19·6·29 労判962 号70 頁、ジュリスト1375 号136~139 頁、査読なし、2009 年。

⑧橋本陽子、アメリカ合衆国の親会社の作成した『行動倫理指針』と事業所委員会の共同決定権―ハネウェル(Honeywell)事件・ドイツ連邦労働裁判所 2008 年 7 月 22 日決定―、労働法律旬報 1690 号 18~21 頁、査読なし、2009 年。

⑨橋本陽子、労働組合の争議権と会社設立の 自由の調和—Case C-438/05, International Transport Workers' Federation, Finish Seaman's Union vs. Viking Line ABP, Oü Viking Line Esti of 11.12.2007、貿易と関税 2008年9月号70~75頁、査読なし。

⑩橋本陽子、マンション住み込み管理員の所定時間外における居室滞在時間の労働時間性一大林ファシリティーズ(オークルビルサービス)事件・最二小判平成19・10・19民集61巻7号2555頁一、判例評論593号194~198頁、査読なし、2008年7月。

⑩<u>橋本陽子</u>、最低賃金法改正の意義と課題、 ジュリスト 1351 号 57∼64 頁、査読なし、2008 年。

⑫<u>橋本陽子</u>、パートタイム労働者とフルタイム労働者の賃金格差の是正一同一(価値)労

働同一賃金原則の再検討一、日本労働法学会 誌 110 号 149~161 頁、査読あり、2007 年。

⑬<u>橋本陽子</u>、年功型賃金制度をめぐる間接差別の成否—欧州司法裁判所 2006 年 10 月 3 日先決裁定、Case C-17/05, B.F.Cadman v. Health & Safety Executive[2006]ECR I - (未搭載) 一、貿易と関税 2007 年 6 月号 70~75 頁、査読なし。

〔学会発表〕(計2件)

- ① Yoko Hashimoto, Labor Law and Foreign Trainees (Gaikokujin Kensyūsei) in Japan, The International Conference 2009, Law School Hankuk University of Foreign Studies, 18 November 2009, Seoul, Korea.
- ②<u>橋本陽子、</u>同一(価値)労働同一賃金原則 の再検討、日本労働法学会、2007 年 5 月 20 日、法政大学。

〔図書〕(計0件)

[産業財産権]

○出願状況(計0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番房年月日: 国内外の別:

○取得状況(計0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 取得年月日: 国内外の別:

[その他]

http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-law/law school/c/book/19_hashimoto.html (研究成果の情報は、上記の大学の HP に公表されている。)